

平成十九年
七 月 中

秋 田 県 公 報 目 録

第千八百九十一号から
第千八百九十九号まで

公布又は
公示番号

題 名

公報番号 日

条 例

四七	秋田県情報公開条例及び秋田県個人情報保護条例の一部を改正する条例	号外一	三
四八	職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例	"	"
四九	特別職の職員で非常勤のものの報酬および費用弁償に関する条例の一部を改正する条例	"	"
五〇	秋田県特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例	"	"
五一	秋田県退職年金等および退職一時金等に関する条例の一部を改正する条例	"	"
五二	秋田県県税条例の一部を改正する条例	"	"
五三	住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例	"	"
五四	秋田県議会議員及び秋田県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用及びポスターの作成の公営に関する条例の一部を改正する条例	"	"
五五	秋田県介護保険法関係手数料徴収条例の一部を改正する条例	"	"
五六	秋田県児童会館条例の一部を改正する条例	"	"
五七	秋田県病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例	"	"
五八	秋田県農業研修センター条例の一部を改正する条例	"	"
五九	秋田県立職業能力開発校条例の一部を改正する条例	"	"

規 則

六〇	風致地区内における建築等の規制に関する条例の一部を改正する条例	号外一	三
六一	市町村への権限移譲の推進に関する条例及び秋田県租税特別措置法関係手数料徴収条例の一部を改正する条例	"	"
六二	副出納長の設置及び定数に関する条例を廃止する条例	"	"
六三	財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部を改正する条例	"	"
六四	秋田県警察組織条例の一部を改正する条例	"	"

訓 令

四六	鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行細則の一部を改正する規則	号外一	二
四七	秋田県行政組織規則の一部を改正する規則	号外二	三
四八	秋田県消防関係職員服装規則の一部を改正する規則	"	"
四九	秋田県公舎管理規則の一部を改正する規則	"	"
五二	秋田県立職業能力開発校規則の一部を改正する規則	号外一	一九
五三	秋田県財務規則の一部を改正する規則	号外一	三〇

告 示

三	秋田県公印取扱規程の一部を改正する訓令	号外二	三
---	---------------------	-----	---

三五〇	公印の登録の抹消	一八九一	三
三五一	軽油引取税に係る特約業者の指定の取消し	"	"
三五二	道路区域の変更及び供用開始	"	"
三五三	道路区域の変更	"	"
三五四	"	"	"
三五五	公印の登録	号外一	四
三五六	認定リサイクル製品の調達の状況の公表	一八九二	六
三五七	公共測量実施の通知	"	"
三五八	道路区域の変更	"	"
三五九	大規模小売店舗の名称、設置者等の変更に関する届出	一八九三	一〇
三六〇	大規模小売店舗の新設日、施設等の変更に関する届出	"	"
三六一	建設業の許可の取消し	"	"
三六二	開発行為に関する工事の完了	"	"
三六三	開発行為に関する工事の完了	"	"
三六四	自動車専用道路の指定	一八九四	一三
三六五	道路の供用開始	"	"
三六六	道路区域の変更	"	"
三六七	"	"	"
三六八	平成十九年度職業訓練指導員試験の実施	一八九五	一七
三六九	道路の供用開始	"	"
三七〇	建築基準法による道路位置の指定	"	"
三七一	開発行為に関する工事の完了	"	"
三七二	証紙売りさばきの廃止の届出	"	"
三七三	優良図書推奨	一八九六	二〇
三七四	青少年に有害な図書類の指定	"	"
三七五	青少年に有害な興行の指定	"	"
三七六	道路区域の変更	"	"
三七七	急傾斜地崩壊危険区域の指定	"	"
三七八	道路区域の変更	一八九七	二四
三七九	道路区域の変更及び供用開始	"	"

三八〇	ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管等の公表	一八九八	二七
三八一	自動車専用道路の指定	"	"
三八二	道路区域の変更	"	"
三八三	生活保護法による指定医療機関の事業の廃止	一八九九	三二
三八四	生活保護法による医療機関の指定	"	"
三八五	生活保護法による指定医療機関の変更	"	"
三八六	道路の供用開始	"	"
三八七	"	"	"
三八八	市街地再開発組合の設立の認可	"	"
三八九	建築基準法による道路位置の指定	"	"

公 告

〇秋田県教育委員会給与支払システム・小中学校旅費支払システムの借入に係る企画提案書の提出	一八九四	一三
〇特定調達契約に係る随意契約の相手方の決定	"	"
〇公の施設の指定管理者の募集	一八九五	一七
〇土地改良区の役員の退任及び就任の届出	"	"
〇特定調達契約に係る随意契約の相手方の決定 二件	一八九六	二〇
〇土地改良区の役員の退任及び就任の届出	"	"
〇土地改良区の定款変更の認可	一八九七	二四
〇土地改良区の役員の退任及び就任の届出	一八九八	二七
〇県有財産の売払いに係る一般競争入札の実施	"	"
〇特定非営利活動法人の設立の認証の申請	一八九九	三一
〇土地改良区の役員の退任及び就任の届出	"	"
〇土地改良区の新たな土地改良事業の施行の認可	"	"
〇県有財産の売払いに係る一般競争入札の実施	"	"
〇特定調達契約に係る一般競争入札の実施 二件	"	"

教育委員会告示

選挙管理委員会告示

七三	政治団体の届出事項に異動があった旨の届出	一八九三	一〇
七四	政治団体の解散の届出	"	"
七五	政治団体の収支に関する報告書	"	"
七六	公職の候補者の資金管理団体の異動の届出	"	"

七七	公職の候補者の資金管理団体の指定の取消の届出	"	"
七八	参議院秋田県選出議員選挙における選挙長及びその職務を代理すべき者の選任	号外一	一二
七九	参議院比例代表選出議員選挙における選挙分会長及びその職務を代理すべき者の選任	"	"
八〇	参議院秋田県選出議員選挙における選挙会の場所及び日時	"	"
八一	参議院比例代表選出議員選挙における選挙分会の場所及び日時	"	"
八二	参議院比例代表選出議員選挙における名簿届出政党等の名称等の揭示の順序を定めるくじを行う場所及び日時	"	"
八三	参議院秋田県選出議員選挙における選挙公報の掲載文等の掲載順序を定めるくじを行う場所及び日時	"	"
八四	参議院比例代表選出議員選挙における選挙公報の掲載文等の掲載順序を定めるくじを行う場所及び日時	"	"
八五	参議院秋田県選出議員選挙における各候補者の政見放送の日時を定めるくじを行う場所及び日時	"	"
八六	参議院秋田県選出議員選挙における選挙運動に関する支出金額の制限額	"	"
八七	選挙権を有する者の総数の五十分の一及び三分の一の数	"	"
八八	各選挙区における選挙権を有する者の総数の三分の一の数	"	"
八九	公職選挙法執行規程の一部を改正する規程	"	"
九〇	公職選挙法執行規程の一部を改正する規程	号外二	"
九一	公職選挙法執行規程の一部を改正する規程	一八九七	二四

選挙長告示

一 参議院秋田県選出議員選挙における 号外一 一二

<p>八 秋田県警察の組織に関する規則の一 一八九一 三 部を改正する規則</p>	<p>公安委員会規則</p>	<p>○平成十九年度秋田県職員採用試験公告 三件 一八九四 一三 ○平成十九年度警察官採用試験公告 " " " "</p>	<p>人事委員会公告</p>	<p>○人事委員会規則七―三(管理職手当)の一部を改正する規則 一八九一 三 ○人事委員会規則一―一(公平委員会の事務委託市町村、一部事務組合及び広域連合の管理職員等の範囲)の一部を改正する規則 一八九六 二〇 ○人事委員会規則一―一〇(管理職員等の範囲)の一部を改正する規則 一八九九 三二 ○人事委員会規則一―一一(公平委員会の事務委託市町村、一部事務組合及び広域連合の管理職員等の範囲)の一部を改正する規則 " " "</p>	<p>人事委員会規則</p>	<p>二 一 参議院比例代表選出議員選挙における選挙分会長の事務を行う場所 号外一 一二 参議院比例代表選出議員選挙における選挙立会人を定めるくじを行う場所及び日時 " " "</p>	<p>選挙分会長告示</p>	<p>二 選挙長の事務を行う場所 号外一 一二 参議院秋田県選出議員選挙における選挙立会人を定めるくじを行う場所及び日時 号外二 一二 参議院秋田県選出議員選挙における立候補の届出 " " "</p>	<p>九 秋田県道路交通法施行細則の一部を改正する規則 一八九八 二七</p>
		<p>○平成十九年度行政書士試験の実施 一八九三 一〇 ○秋田県市町村職員共済組合公告 号外一 一〇</p>	<p>その他</p>	<p>○平成十九年六月二十二日付け秋田県告示第三百三十八号の正誤 一八九一 三 ○平成十九年七月十日付け秋田県公告 一八九六 二〇 の正誤</p>	<p>正誤</p>	<p>四 外部監査人の監査の事務を補助する者及び期間 号外一 二七</p>	<p>監査委員告示</p>	<p>九 秋田県道路交通法施行細則の一部を改正する規則 一八九八 二七</p>	

発行所
秋田県
秋田市山王四丁目一番一号
購読料金
一月三千六百七十五円(税込)

印刷所
印刷者

秋田市山王七丁目五番二十九号
株式会社松原印刷社
電話 018766 FAX 018766
E-mail: matsubarainatsu.co.jp
秋田市山王七丁目五番二十九号
松原繁雄